

自転車利用に関する合同点検の報告

- 1 合同点検の概要
- 2 点検結果
- 3 考察
- 4 今後の対応



(1) 目的

本協議会委員が、自転車による事故やヒヤリハットの発生が懸念される場所を点検することで、自転車利用に関する問題・課題の整理につなげる。

(2) 点検日時

令和4年11月15日（火）7:45～8:30

(3) 点検場所

小鶴新田駅から新田小学校までの間の通勤・通学経路

(4) 点検方法

通勤・通学時間帯に小学校付近を巡回し交通状況を確認する。

(5) 参加者

次頁「参加者名簿」のとおり

参加者名簿

【委員・代理】（敬称略、五十音順）

所属・役職	氏名
東北工業大学総合教育センター 教授	小川 和久
仙台市PTA協議会 副会長	木村 ひろみ
宮城県警察本部 交通部交通企画課交通事故総合分析室課長補佐 (交通部参事官兼交通企画課長 代理)	富田 勲
宮城県自転車軽自動車商業協同組合 理事長	山口 哲男

【事務局等】

所属・役職	氏名
仙台市市民局自転車交通安全課長	加藤 隆一
仙台市市民局自転車交通安全課推進係長	増子 直之
仙台市市民局自転車交通安全課	齋藤 洋之
仙台市宮城野区区民生活課長	鎌田 洋志
仙台市宮城野区区民生活課生活安全係長	安達 正則

(1) 点検地点図



①～③： 点検地点

※②はR3年度 通学路交通安全合同点検の対象

(教育委員会・学校・道路管理者・宮城県警察等による対策検討対象)

★： 交通指導隊立哨箇所 (基本的に1日・5日・15日・25日に立哨)

(2) 点検の様子



点検地点 ①



交通状況

- ・朝は通学する小学生等で歩道が混雑し、横並びで歩く例も見られる。
- ・歩道は、自転車通行可ではないにもかかわらず、自転車の通行が多い。
- ・減速しないまま歩道を通行する自転車が見られた。

(参考) 点検地点図



点検地点 ②



交通状況

- ・ 普段は、歩道を走行する自転車が多いとのことだが、交通指導隊の立哨日でもある点検当日は、歩道を走行する自転車はあまり見られなかった。
- ・ 車道は、自動車と自転車が混在した場合、自転車通行スペースが狭い。一方、歩道の幅も広くないため、自転車が歩道を走行した場合、歩行者の通行を妨げることが懸念される。

(参考) 点検地点図



点検地点 ③



交通状況

- ・ 小学校前のため児童の通行が多く、西から東（駅方面）へ向かう自転車や、大通りに抜けようとする自動車の導線と交差する。
- ・ 交差点の見通しが良くないが、一時停止の標識に従わない自転車が見られた。
- ・ 当該交差点は、自転車を除く車両は7:30~8:30 右折が禁止されているが、守らない自動車が見られた。

(参考) 点検地点図



(1) 安全な自転車利用の状況

交通指導隊の立哨や保護者の見守りが行われている場所では、多くの自転車がルールを守って安全に走行していた。

(2) 危険な自転車利用の状況

ア 自転車による交通ルール違反

交通ルールを守らない自転車が一定数見られた。

【主な違反】

- ・ 通行区分（自転車が歩道を通行）
- ・ 通行場所（自転車が道路右側を通行）
- ・ 歩行者優先（自転車が歩道通行時に、歩行者がいても減速せず）

イ 道路での交錯

自動車・自転車・歩行者が道路に混在し、交錯する場面が見られた。

【主な場所】

- ・ 幅員が狭い道路
- ・ 見通しの悪い交差点

(1) 自転車ルール・マナーの理解と実践の促進

自転車利用者が交通ルール・マナーを理解し、それを実践するように促す。

(施策1 幼少期における自転車の基本的な交通ルールの教育)

(施策2 中学・高校等における地域の交通安全を考える実践的な教育の実施)

(施策3 保護者や社会人、高齢者等に対する交通安全教育の機会の創出)

(施策4 交通安全教育の実施支援)

(2) 交通指導や見守り活動の継続

交通指導隊の立哨や、保護者等を含む地域の見守り活動を引き続き行う。

(施策5 地域等と連携した交通安全活動の実施)

(3) 交通安全意識のさらなる向上

自動車・自転車・歩行者、それぞれが同じ道路空間を共用していることを理解のうえ、譲り合って安全に通行する意識を向上させる。

(施策6 様々な広報手段による効果的な広報・情報発信の実施)

(施策9 自転車通行空間のドライバーへの周知)

(4) 通行環境の整備

自動車・自転車・歩行者の通行場所が適切に分離され、安全が確保できるような環境整備を進める。

(施策10 自転車ネットワーク路線の選定・整備)

(施策11 あんしん通行路線の整備)

(施策12 生活道路における安全対策の実施)

(施策13 自転車通行空間の適正な維持管理)

(まとめ)

引き続き、計画に基づき自転車通行空間の整備等を進めるとともに、自転車利用ルール・マナーの教育や各種広報媒体により道路通行者の交通安全意識の向上を促すことで、「自転車は車道左側を通行」の原則が守られ自転車が安全に利用されるよう、関係機関・団体等と連携しながら、更なる周知啓発を推進していく。